

所有概念の一考察

——吉田民人の所有構造の理論——

福 永 文 美 夫

目 次

はじめに

I 株式会社における所有関係

1. マルクス所有論の再構成
2. 獲得—疎外の3次元
3. 株式会社における階層別所有度

II 制御能の理論

1. 制御能の基本概念
2. 所有と制御能
3. 制御能構造の理論
4. 株式会社における所有性と準所有性

おわりに

はじめに

私は、これまでバーナード・サイモンのオーソリティ論について検討を加えてきた。そのオーソリティ論の本質が、実はパワー・ポリティクス論であることが確認された¹⁾。この意味で私の研究分野は政治学に近い。もっとも、現在はパワー・ポリティクス論の倫理性、道徳性に焦点を当ててマネジリアリズム (managerialism) の本質を学説的に探求することが課題として残されている。一方、私は修士論文で権限の源泉の問題を所有と経営の分離の視点から考察したのだが、これは所有権の問題が密接に絡んでいる。これは法学の問題である。当

時は、所有権の問題についてマルクス主義の著作を中心に文献を渉猟していたが²⁾、その後、この問題は数年間お蔵入りの状態であった。

経済学の分野では、近年の新制度派経済学の成長には著しいものがある。取引コスト経済学、エージェンシー理論、所有権の経済学、新しい産業組織論、新しい経済史、比較制度分析論、法と経済学など、分析のアプローチは異なるが、これらは新古典派経済学では扱われてこなかった制度や組織の問題に対して言及していることに共通点がある。とくに、ウィリアムソンの取引コストアプローチはサイモンの制限された合理性概念から導出したものであり、その意味で組織論の現代経済学に果たした役割は大きい³⁾。また、青木昌彦の比較制度分析は、企業の制度構造の特性を統一的・包括的に分析した⁴⁾。これは、経営学で議論されてきた日本的経営論の集大成であるといっても過言ではない。所有権アプローチをとるエッゲルトソンは、これらの新制度派経済学を体系的にとらえなおして新たな研究の可能性を示した⁵⁾。

新古典派経済学は、基本的に市場のみに議論を限定し、制度あるいは組織については考察の対象から意図的に外されていた。組織論は、もちろん組織現象を構造的機能的に分析する学問であり、その対象は組織に限定される。新制度派経済学は、この間隙を埋めるべく登場したものであるといえる。しかし、その制度の意味合いは論者によって異なるのが現状である。制度とは、社会的に定められている仕組みやきまりであり、その中には企業、官僚、学校、病院、教会などの組織や機関、そして憲法、民法、商法などの法律やさまざまな規則・ルールが含まれる。また、コースのいうように市場も制度のひとつである⁶⁾。したがって、エッゲルトソンはこの包括的な意味における制度を考慮して所有権の理論を中心に考察したのであるが、必ずしも私の興味関心を満足させるものではない。私は、所有に限らず、すべての制度は、その構造をまずとらえてその後その機能を論ずる方がより生産的であると思う。この意味でいえば、エッゲルトソンは所有権の

組織に対する機能を論じただけでその構造には詳しくふれていない。

本稿で取り上げる社会学者吉田民人の所有論⁷⁾は、所有の構造について非常に詳細にかつ壮大に論じており、このコンテキストにおいて私の興味関心を満足させるものと思われる。吉田の所有論は、経営学における重要な概念である所有と経営の分離の問題に鋭くメスを入れることができ、また株主、経営者、従業員という株式会社の貢献者の所有関係に新たな考察を加えることができるものである。この考察によって、新制度派経済学あるいは組織論に何らかのインプリケーションが発見できればと思っている。

注

- 1) 福永文美夫「エンジニアリング・コンセントーW.G. スコットのバーナード解釈」、『産業経済研究』（久留米大学）第36巻第1号、1995年。福永文美夫「組織におけるパワーとオーソリティ」、川端久夫編『組織論の現代的主張』中央経済社、1995年。
- 2) 著作としては代表的なものに以下のようなものがある。パシュカーニス（稲子恒夫訳）『法の一般理論とマルクス主義』日本評論社、1986年。カール・レンナー（加藤正男訳）『私法制度の社会的機能』法律文化社、1988年。C.B. マクファーソン（藤野 渉・将積 茂・瀬沼長一郎訳）『所有的個人主義の政治理論』合同出版、1980年。アンドリュウ・リープ（生越利昭・竹下公視訳）『所有論』晃洋書房、1989年。ゲラン・ランツ（島本美智男訳）『所有権論史—所有権は権利なのか』晃洋書房、1990年。川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、1987年。北原 勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店、1984年。松尾秀雄『所有と経営の経済理論』名古屋大学出版会、1987年。森 杲『株式会社制度』北海道大学図書刊行会、1985年。有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』青木書店、1991年。

他に、マルクス主義的所有を論じた著作は多数あるが、次の論文で補うことが可能である。安田 均「資本の所有と機能」、『経済学研究』（九州大学）第54巻第3号、1988年。安田 均「法人資本主義と〈資本の物化〉」、『山形大学紀要（社会科学）』第23巻第1号、1992年。安田 均「法人資本主義における形態と実体」、『経済学研究』（九州大学）第59巻第5・6合併号、1994年。

- 3) Oliver E. Williamson, *Market and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press, 1975. (浅沼万里・岩崎 晃訳『市場と企業組織』日本評論社、1980年)。Oliver E. Williamson, *Economic Organization*,

- Wheatsheaf Books, 1986. (井上 薫・中田善啓訳『エコノミックオーガニゼーション—取引コストパラダイムの展開』晃洋書房、1989年)。Oliver E. Williamson ed., *Organization Theory: From Chester Barnard to the Present and Beyond*, Oxford University Press, 1995.
- 4) Masahiko Aoki, *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*, Cambridge University Press, 1988. (永易浩一訳『日本経済の制度分析—情報・インセンティブ・交渉ゲーム』筑摩書房、1992年)。Masahiko Aoki and Ronald Dore eds., *The Japanese Firm: Source of Competitive Strength*, Oxford University Press, 1994. (NTTデータ通信システム科学研究所訳『国際・学際研究 システムとしての日本企業』NTT出版、1995年)。青木昌彦・奥野（藤原）正寛編『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年。
- 5) Thráinn Eggertsson, *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press, 1990. (竹下公視訳『制度の経済学（上・下）—制度と経済行動』晃洋書房、1996年）。
- 6) Ronald H. Coase, *The Firm, The Market, and The Law*, The University of Chicago Press, 1988. (宮沢健一・後藤 晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992年）。
- 7) 吉田民人「所有構造の理論」、安田三郎・塩原 勉・富永健一・吉田民人編『基礎社会学 第IV巻 社会構造』東洋経済新報社、1988年。なお、この論文は後に『主体性と所有構造の理論』（東京大学出版会、1991年）として再収録されているが、初出の文献によって検討することにする。また、この文献からの引用は本文または注でページ数のみ記載する。

I 株式会社における所有関係¹⁾

私は、修士論文において、所有論を土台にしながら、「所有と経営の分離」論を説き、そして「分離」論を支柱にして、「権限の源泉論」を説いた²⁾。しかし、内容的にはこの論文は、資本主義—社会主義パラダイムの終焉と企業内権力というテーマにより近いものであったように思える。20世紀初頭以降、大企業の進展がみられるにつれて産業社会に特徴的な所有関係は多様化・複雑化していった。とくに先進資本主義社会にみられる所有と経営の分離、労働者の経営参加、国家

の介入による所有権の社会化等に伴って、20世紀社会科学のひとつの基幹をなしてきた資本主義—社会主義パラダイムが根底から揺らぐことになった。このような背景のもとで、企業内権力すなわち権限の源泉の問題を問うたのが私の修士論文であった。この資本主義—社会主義パラダイムの動揺は、所有論そのものの復興を促すことになった。本節では、マルクス所有論の再構成を試み、独自の所有論を展開する吉田民人の所説を援用し、株式会社における所有関係を探ってみたい。

1. マルクス所有論の再構成

吉田民人によれば、マルクス主義者の所有分析は訓古学的呪縛を脱しきっていないという。つまり、理論は歴史的現実によってではなく、マルクスの著作によって実証されるかのごとき印象を拭いきれない。結局は、マルクス主義者はマルクスの天才と人間愛に深く傾倒しすぎており、マルクスの時代的制約をあえて自ら背負い続けるということにならざるを得ないという（p.199）。

すなわち、マルクス所有論はその歴史主義的方法（これはもちろん、資本主義から社会主義への必然的移行という確信を含むものであるが）に限界がきているということなのである。そこで吉田は、もしマルクスその人に準拠するとしても、かりに訓古学的呪縛を脱しきるとするなら、マルクスがその歴史主義的方法によって認識した所有関係のもろもろの歴史的現実を、それとは対照的な構成主義的方法を導入して大胆に再構成することが必要だとする³⁾。これは、マルクスの意味世界を構成主義的に把握することを通じて、所有関係の歴史的現実を構成主義的に把握する、という方法意識のもとに、初期・中期・後期と展開するマルクスの全学問的生涯を総括しうるような所有論の基本構想を仮説的に再構成する、という試みである（p.199）。

2. 獲得—疎外の3次元

吉田はまず、所有の定義をマルクスから援用し、次のように規定する。所有は「一定の社会的構成体の内部で社会的に保障された、一定の類的または個的主体による、一定の生産または生活諸条件に対する、一定のわがものとしての関係行為」（pp.199-200）と定義する。吉田は〈わがものとしての〉関係行為と〈わがものとしてではない〉関係行為の別、すなわちマルクスのいう *eigen*（自身の）と *fremd*（疎遠な）、あるいは *Aneignung*（獲得）と *Entfremdung*（疎外）との別は、次の3つの次元を包摂しているという（p.200）。

まず第1次元は、意思決定視点である。これは、自律的意思決定に基づく関係行為と他律的意思決定に従う関係行為に区別する視点である。株式会社の例でいえば、従業員の経営参加という問題がこれにあたる。従業員は意思決定に参加できるかできないかで、獲得—疎外が決定するのである。次に第2次元は、利益享受視点である。これは、利益享受としての関係行為と不利益（ことに収奪）忍受としての関係行為に区別する視点である。これも先の例でいえば、従業員と経営者を比較した場合、圧倒的に経営者が利益を享受できる地位にあるという事実で確認できる。最後の第3次元は、人間性確証視点である。これは、個性や共同性など人間的資質の本性を対象化し確証するものとしての関係行為とその種の意味を表現ないし対象化しえない関係に区別する視点である。同じく株式会社の例でいえば、従業員は経営者と比較して、人間性が疎外されていることは周知の事実である。

吉田がいうように、獲得—疎外の3次元のうち、第1次元（意思決定視点）および第2次元（利益享受視点）は、社会科学的な視角であり、第3次元（人間性確証視点）は人間学的視点であるといえよう。そしてこの人間学的視点こそが、マルクス主義者にとって最も魅力あるものであろう（p.200）。この人間愛に充ちた社会科学に対して崇拜するからこそ、マルクス主義者がその呪縛から脱しきれ

ないのもうなずけるのである。

吉田の所説はさらに要素的所有形態の基礎範疇として共同性、個性という変項を設け、獲得－疎外の3次元とからめて論じているが、ここでは獲得－疎外の3次元のみの議論でとどめておくことにしよう。

3. 株式会社における階層別所有度

前項での獲得－疎外の3次元は、株式会社における所有関係を把握するのに有効であると思われる。したがって、ここでは株式会社における各階層（すなわち株主、経営者、従業員）ごとに所有関係はどう異なるのか、ということを考察してみたい。

まず、資本主義社会における株式会社を扱う場合、資本の定義が問題になる。この資本の定義を、一定の運動をするなかで自己増殖する価値とする⁴⁾。また、所有の定義は、吉田を援用して、一定の社会構成体の内部で社会的に保障された、一定の類的または個別主体による、一定の生産または生活諸条件に対する、一定のわがものとしての関係行為としよう（pp.199-200）。このとき、「資本を所有する」とはどういうことなのか。吉田の獲得－疎外の3次元分類にしたがえばどのようなものだろうか。これを階層別すなわち、株主、経営者、従業員別に分析してみよう。

まず、獲得－疎外の第1次元（意思決定視点）でみた場合。株主は、株主総会において究極的な意思決定を行使できる。しかし、この意思決定権すなわち議決権は、所有と経営の分離の進行にしたがって形式化しているのが現状である。経営者の意思決定に対して、承認するだけの存在と化しているのである。株主に比較して、経営者は株式会社を代表する存在であり、実質的には取締役会等で最高の意思決定を行使できる。また、従業員は株主や経営者と比較して、意思決定を行使できることには相違ないが、その程度は低い。

次に、獲得－疎外の第2次元（利益享受視点）でみた場合。株主は、基本的には株価の上昇によって利益を享受できる。しかし、大株主と中小株主では事情が異なっており、しかも定期的安定的な利益を享受できないことから利益享受の程度は一概には比較できない。もっとも、経営者は株主とは異なり、定期的安定的な利益を享受できる存在である。しかし、従業員は経営者に比較して利益享受の程度は一般に低い。また、従業員は株主（特に大株主）に比較しても利益享受の程度は一般に低い。

最後に、獲得－疎外の第3次元（人間性確証視点）でみた場合。株主は、自らの労働を課せずして利益を得られるという存在であり、人間性が疎外されることなどは全くあり得ない。それに対し、経営者はその業務を遂行する際に、ある程度人間性が疎外される。形式的であっても究極的に株主の所有権がある限り、経営者は退陣にまで追い込まれる可能性を有しているのである。また、従業員は経営者以上に人間性が疎外されることは確かな事実である。周知のように、従業員は労働疎外といわれ労働の人間化の必要性がうたわれて久しい。

ここで、これらを分析するために所有度という概念を設定したい。所有度とは、株式会社における各階層（株主、経営者、従業員）が獲得－疎外の各視点（意思決定視点、利益享受視点、人間性確証視点）で資本をどの程度享受しているかの相対的度合をいう。したがって、株式会社における各階層別所有度は表1のようになるだろう。

この表からいえることは、「資本を所有するということ」は株主、経営者、従業員それぞれが程度の差はあれ、資本の運動に関わりを持つということである。株主と経営者を総合的に比較すると、若干経営者の方が所有度が高いといえるが、それは利益享受視点で株主が中位であるのに対し、経営者が高位にあるというポイントの差がでてにすぎない。しかし、彼らに比較して従業員はかなり所有度が低いものと考えられる。もっとも従業員にしても「資本を所有している」こ

とには変わりはないのである。

以上、所有度という概念を用いて、株式会社における各階層別所有関係を概観してみた。本節では、吉田民人の所有構造の理論のごく一部を取り上げたにすぎない。次節では、その壮大な所有論の体系を敷衍し、株式会社における所有の問題をさらに深く考察してみたい。

表1 株式会社における各階層別所有度

獲得 —疎外	階層	株 主	経 営 者	従 業 員
意思決定視点		所有度（中）	所有度（高）	所有度（低）
利益享受視点		所有度（中）	所有度（高）	所有度（低）
人間性確証視点		所有度（高）	所有度（中）	所有度（低）

注

- 1) 本節は、筆者が九州大学大学院経済学研究科博士後期課程在学中に作成した未発表論文「株式会社における所有状況」（1989年）に加筆修正したものである。
- 2) 福永文美夫「権限の源泉についての一考察」、北九州大学大学院経営学研究科修士論文、1989年。
- 3) ここで、歴史主義と構成主義の解説をする必要があるだろう。歴史主義とは、歴史における発展を強調し、歴史における個性性を重視し、われわれの思考を歴史化する思想上の立場である（『哲学事典』平凡社、「歴史主義」の項、p.1505）。すなわち、マルクス主義的な歴史主義は資本主義—社会主義パラダイムの終焉によって危機に瀕しているのである。それに対し、構成主義とは経験によらずもっぱら概念的思考によって認識対象を組み立てることである（前掲事典、「構成主義」の項、p.469）。すなわち、吉田は歴史主義的なマルクス所有論に構成主義的なウェーバー所有論をもって所有の問題を考えていこうとしているのである。
- 4) 『経済学辞典』大月書店、「資本」の項、p.404。

II 制御能の理論

1. 制御能の基本概念

吉田によれば、制御能とは「一定の社会システムにおいて社会的に保障または禁制された、一定の主体の、一定の資源に対する、一定の自律的な関係行為の可能性の集合」(p.213)と定義される。制御能は、制御可能性の略語である。後述するように、吉田の所有論は、主体と客体の関係行為の可能性のあらゆる集合を考慮するもので、制御能はその一部にすぎないものであり、また所有はさらにその一部にすぎないものである。ここでは、制御能の基本概念である主体、客体、内容、領域、局面、水準、帰属をそれぞれ概説していくことにしよう¹⁾。

(1) 制御能の主体と客体

制御能の主体は、個人、家族、企業、自治体、国家、国際的ブロック、人類社会までさまざまなレベルのものが存在するが、理論的には個人、部分社会、全体社会の3分法、あるいは個人、アソシエーション、コミュニティ、全体社会の4分法に分類できる (pp.216-217)。

これらの主体が制御する客体すなわち資源は、①物的資源：所有権、占有権、用益物権、担保物権などの物権がこれにあたる。②情動的資源：工業所有権（特許権、実用新案権など）や著作権その他の知的所有権がこれにあたる。③他者としての人的資源：債権がこれにあたる。④自己の人的資源：氏名権、名誉権、肖像権、プライバシー権、などの人格権がこれにあたる。⑤関係的資源：身分権（親族権、相続権）や社員権（議決権その他の共益権、利益配当請求権その他の自益権）がこれにあたる (p.217)。

(2) 制御能の対象（客体と内容）

制御能の内容を一定の自律的な関係行為の可能性の集合とし、制御能の客体と

区別する。また、制御能の客体（資源）と内容（関係行為の可能性）を合わせて制御能の対象と呼ぶ（p.218）。このように、所有概念についてその客体と内容を区別する意義について、吉田は次のようにいう。「近代的所有権が、後述する完全な内容包括所有として〈すべての関係行為の可能性の全体集合〉と観念され、その結果、なんら関係行為の可能性を特定する必要がなかったからだと思われる。だが、組織内・組織間の社会的分業が高度化し、同一の客体に対する関係行為がさまざまに分割されて、それぞれ別個の主体の自律的意思に服するような現代的状況の分析にとっては、制御能の、また所有の、客体と内容のこの区別は、不可欠の前提であるといわなければならない。」（p.219）

制御能の内容、すなわち自律的な関係行為の可能性は、領域、局面、水準という3つの視点に分かれる。

（3）制御能の領域・局面・水準

関係行為の領域は、法律的には使用・収益・処分、あるいは管理・利用・処分などの領域区分がある。しかし、吉田はこの区分とは別に関係行為の可能性の領域を基本的に支配能と帰属能に2分割し、さらに支配能と〈支配－帰属能〉と〈帰属－帰属能〉とに3分割する。支配能とは、客体に関する管理、保存、移動、使用、収益、改変、請求などすべての実質的な関係行為の可能性の総称である。

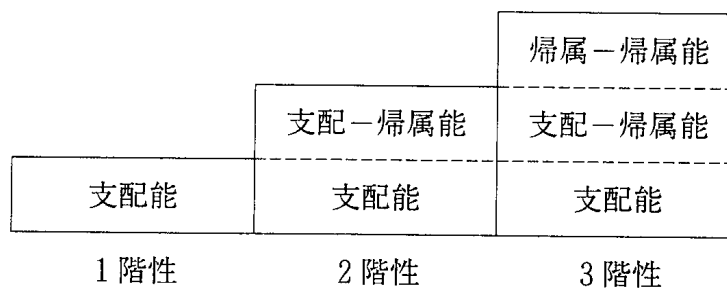
〈支配－帰属能〉とは、その一定の支配能を自己自身または一定の他者に帰属させる可能性である。また、〈帰属－帰属能〉とは、一定の〈支配－帰属能〉を一定の他者に帰属させる可能性である。このように、帰属能は支配能より、〈帰属－帰属能〉は〈支配－帰属能〉よりそれぞれ一段上位の関係行為である（pp.219-220）。

図1のように、1階性の制御能とは、具体的には支配能のみで第三者に対抗できず転貸不能かつ譲渡不能な貸借権などである。つまり、これらは自由に他者に帰属できない。したがって、これらは自由で自律的な制御能であるとはいえない。

2階性の制御能とは、支配能に〈支配－帰属能〉が付加された一般に一身専属的

な人格権、身分権などである。これらは、比較的自由に他者に帰属できるが、他者に譲渡することは不可能であるためこの段階ではまだ自律的な制御能とはいえない。3階性の制御能とは、支配能に〈支配－帰属能〉と〈帰属－帰属能〉が付加されたもので、近代的所有権がこれにあたる。近代的所有権の代表的な客体である株式や土地などは相続、譲渡が可能であり、自律的な制御能であるといえる（p.220）。

図1 関係行為の階性



（出所）pp.219-220を参考に作成

次に、関係行為の局面は決定（意思決定）、執行、監査に分割される。自律的な関係行為のその自律性は決定局面の自律性と監査局面の自律性に二分されるが、監査行為そのものはさらに決定・執行・監査に分割することが可能である。これを繰り返し続けることによって、結局決定局面の自律性に集約されることになる。意思決定はさらに、発議、立案、協議修正、採択、拒否に分かれるが、このうち採択、拒否局面が自律性の視点からは重要な行為になる（pp.220-221）。なぜなら、発議、立案、協議修正などは集団的意思決定においては二次的な行為にすぎないからである。

また意思決定の社会的分業は、自律的關係行為の水準をおのずと設定することになる。つまり、関係行為の一般的抽象的基本方針を決定する上級性、より特殊的・特定の決定をする中級性、執行局面の細目を定める個別的具体的な決定を

する下級性に分業されることになる（p.221）。すなわち、株式会社におけるトップ・マネジメント、ミドル・マネジメント、ローワー・マネジメントの自律的関係行為の水準はそれぞれ上級性、中級性、下級性にあたる。

（4）制御能の帰属

個人的または集団的な諸主体への制御能の帰属は、帰属の排他性—非排他性を基準にして次の3つに区分できる。①完全排他的な帰属：一定の制御能対象が単一の個人または集団のみに帰属するもので、所有権がこれにあたる。自律性の観点からいえば、個人あるいは集団が自由に使用、収益、処分可能という意味での帰属がもっとも自律的な制御能である。②不完全排他的ないし不完全非排他的な帰属：一定の制御能対象が一定の条件をみたす複数の個人または集団のそれぞれに帰属するもので、図書貸出権がこれにあたる。図書貸出権は、一定の制約があり処分は不可能である。したがって、完全排他的な帰属よりは自律的な制御能とはいえない。③完全非排他的な帰属：一定の制御能があらゆる任意の個人または集団のそれぞれに帰属するもので、空気、自由財、図書閲覧権がこれにあたる。これらは、個人あるいは集団が制約なしに使用可能であるが、非排他的であるため自律的な制御能とはいえない（p.222）。

2. 所有と制御能

前節でみたように、制御能の基本概念は主体、客体、内容、領域、局面、水準、帰属に分かれるが、これらを用いて吉田は所有概念を構造—機能理論的に構成する²⁾。したがって、物的資源に限定される法律的な所有概念とは異なり、かなり広義なものから狭義なものまで含めた壮大な所有概念となる。ここでは、制御能の帰属と内容に関する所有性—準所有性の4次元に基づいて分析がなされる（pp.225-226）。

(1) 所有と準所有

制御能形態の特性としての所有性－準所有性の第1次元は、制御能対象が完全排他的に帰属するか、不完全排他的に帰属するかということである。制御能対象、すなわち制御能の客体と内容が完全排他的な場合は所有的、不完全排他的な場合は準所有的と規定する。したがって、物権は物的資源を完全に排他的に帰属することが可能であるので、第1次元で所有的であり、入会団体構成員の利用機能は關係的資源を完全には排他的に帰属することができないので、第1次元で準所有的であるといえる。

所有性－準所有性の第2次元は、制御能領域が3階性か2階性かということである。制御能の領域が3階性であれば所有的、2階性であれば準所有的と規定する。したがって、近代的所有権は株式、土地など他者へ相続、譲渡が可能であり、制御能領域が3階性であるので、第2次元で所有的であり、人格権、身分権は他者への譲渡は不可能であり、制御能領域が2階性であるので、準所有的であるといえる。

所有性－準所有性の第3次元は、制御能局面が採択性か拒否性かということである。制御能の局面が採択性であれば所有的であり、拒否性であれば準所有的と規定する。経営者はその採択性がある程度保障されていることからこの第3次元で所有的であり、株主はその拒否性がある程度保障されていることからこの第3次元で準所有的であるといえる。

所有性－準所有性の第4次元は、制御能水準が上級性か中級性かということである。制御能の水準が上級の場合は所有的、中級の場合は準所有的と規定する。したがって、組織において自律性がかなりの程度保証されているトップ・マネジメントは、一般的抽象的基本方針を決定できるため上級性であり、この第4次元で所有的であるといえる。自律性がある程度保障されているミドル・マネジメントは、より特殊的・特定の事柄のみ決定できるため中級性であり、準所有的で

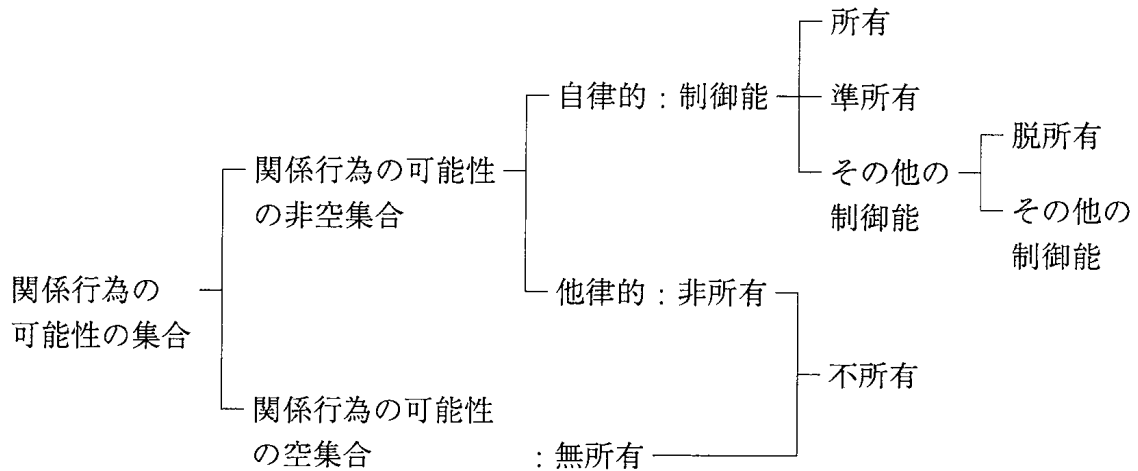
あるといえる。また、ローワー・マネジメントは細目を定める個別的具体的な事柄のみ決定できるため下級性であり、自律性がわずかにあるとしてもここでは準所有的であるとは規定されない。

このように、制御能形態は所有性－準所有性の4次元の属性によって多角的に特徴づけることが可能になる。ここで、吉田は科学的構成概念としての〈所有〉を、〈所有性－準所有性の4次元のすべてにおいて、所有的と規定される制御能〉と定義する（p.226）。それ以外の制御能のうち〈所有性－準所有性の4次元のすべてにおいて、少なくとも準所有性の条件をみたす制御能〉を、とくに〈準所有〉と定義する（p.226）。つまり、所有とは制御能対象が完全排他的、制御能領域が3階性、制御能局面が採択性、制御能水準が上級性というすべての条件をみたす制御能である。また、準所有とは所有性－準所有性の4次元のすべてにおいて所有的か準所有的かのどちらかの条件をみたす制御能である（ただし、すべて所有的の条件をみたす場合は所有と規定する）。したがって、制御能は①所有、②準所有、③その他の制御能、という3つに区分できる。吉田がいうように、複雑な現代的所有関係を分析する場合、後述するようにとくにこの準所有概念がかなり有効性を持っていることは明らかであるように思われる。

（2）不所有と脱所有

制御能は、客体に対する自律的な関係行為の可能性と定義されたが、自律的な関係行為でない他律的な関係行為をする場合がある。この場合〈非所有〉とし、客体に対する他律的な関係行為の可能性と定義される。マルクスの規定する賃労働者は生産手段の非所有の状態にあるといえる。また、客体との関わりがまったく欠如する場合、すなわち客体に対する関係行為の可能性の空集合を〈無所有〉と定義する。そして、非所有と無所有を合わせて〈不所有〉と定義する。一方、完全非排他的に帰属する制御能を〈脱所有〉と定義する。例をあげれば、空気、水、日照、通風、景観などの自然財である。これらは産業化の進行につれて危機に瀕

表2 関係行為の可能性の集合の諸形態



注) 所有、準所有、非所有、無所有、不所有、脱所有のそれぞれに用いられた〈所有〉の語の意味が一致していないのは、社会科学の伝統的用語法と私（吉田）の用語法との妥協の副産物である。
 (出所) p.227

し、あらためて国家レベルの保障が必要とされるようになっている (pp.227-228)。

以上、一定の主体の、一定の客体に対する、一定の関係行為の可能性の集合は表2のようになる。

3. 制御能構造の理論

制御能空間は、一定の社会システムにおける制御能の主体・客体・内容・帰属の全体集合である。そして、制御能構造はこの制御能空間、すなわち制御能要素の全体集合の構造ないし編成様式と定義される (p.228)。また、これは第1次構造と第2次構造に分かれる。第1次制御能構造は、制御能空間を構成する主体、客体、内容、帰属の4要素の間の持続的＝定型的な結合、または結合パターンであり、第2次制御能構造は、関係行為の自律性－他律性の持続的＝定型的な主体間配分、またはその配分パターンである。ここでは、第1次制御能構造について言及していくことにする。

吉田は、制御能の主体、客体、内容、帰属の4要素の操作によって制御能構造の生成が可能になるという構造生成仮説を定式化している（pp.230-231）。それは、①制御能主体の包括化と分割化、②制御能客体の包括化と分割化、③制御能内容の包括化と分割化、④制御能帰属の包括化と分割化の4つのセットから成り立っている。

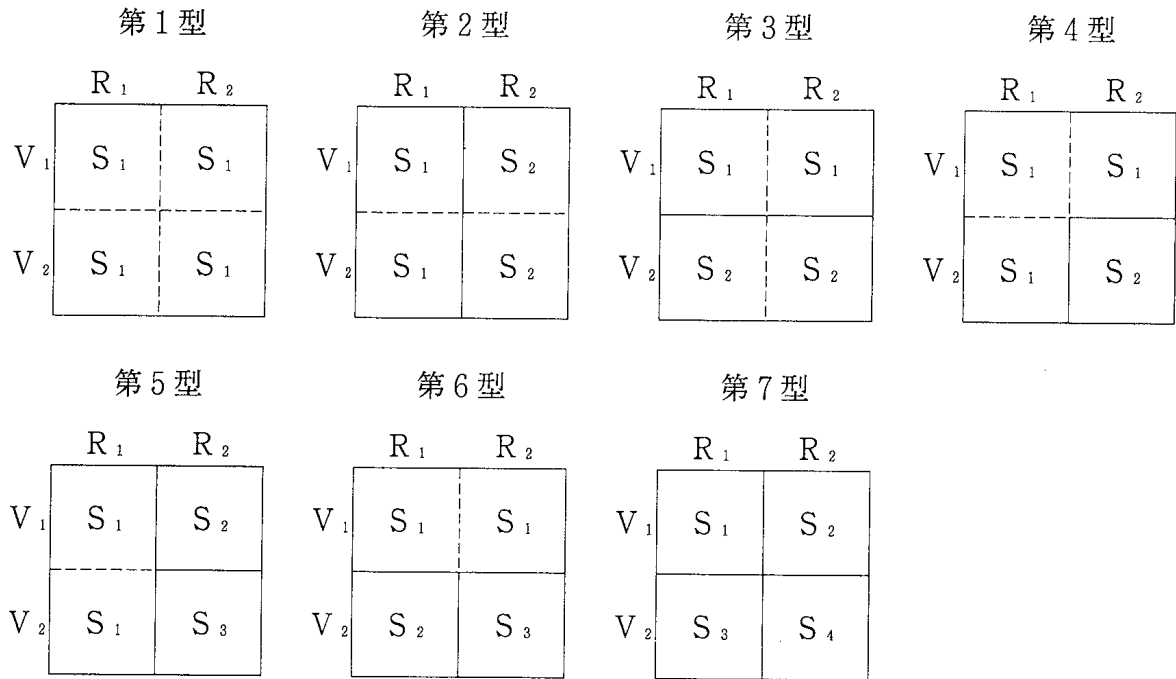
第1に、制御能主体の包括化と分割化は、上位主体と下位主体の間での包括化、分割化という形態と同位主体の間での包括化と分割化という形態に分かれる。つまり、現実には個人・部分社会・全体社会のそれぞれの主体が上下あるいは同位の包括化と分割化によって制御能が生成するというものである。株式会社における株主と経営者の存在は、主体の分割化の事例である。

第2に、制御能客体の包括化と分割化は、それぞれの資源間での包括化、分割化という形態とそれぞれの資源内での包括化と分割化という形態に分かれる。土地に付属する農奴といった制度は物的資源と人的資源の包括化の事例である。また、株式会社はまさに物的資源、情動的資源、他者としての人的資源、自己の人的資源、関係的資源の包括化の事例である。

第3に、制御能内容の包括化と分割化は、関係行為の領域、関係行為の局面、関係行為の水準の包括化と分割化である。すなわち、支配能と帰属能との間の包括化と分割化や各種の支配能の包括化と分割化、各種の帰属能の包括化と分割化という形態、次に発議、立案、協議修正、採択拒否、執行、監査などの諸局面の包括化と分割化という形態、そして上級決定、中級決定、下級決定などの諸水準の包括化と分割化という形態に分かれる。株式会社は、関係行為の領域、局面、水準ともに分割化の事例である。支配能や帰属能は株主と経営者に分割され、職務の発議、立案、執行、監査などは経営者や従業員に分割され、上級、中級、下級それぞれの決定はそれぞれの階層の管理者などが決定する。

第4に、制御能帰属の包括化と分割化は、被帰属主体の包括化、分割化すなわ

図2 第1次制御能構造の簡単な生成モデル



注) 制御能主体：S、制御能客体：R、制御能内容：V
 枠内の破線は包括化を、また実線は分割化を示す。
 (出所) p.232

ち排他化、非排他化という形態と帰属期間の包括化、分割化、すなわち制御能の存続期間の永続化、非永続化という形態に分かれる。株式会社は、被帰属主体の分割化の事例である。株主、経営者、従業員がそれぞれ非排他的な被帰属主体である。つまり、株式会社のどの成員でも排他的にわがものにすることはできないのである。

このように、包括、分割原理は少なくとも主体に関して2形態、客体に関して2形態、内容に関して3形態、帰属に関して2形態、と多次元的、多段階的に作用している。しかし、現実的にこれらのすべてが機能しているわけではない。そこで、吉田は2つの客体（資源R₁、R₂）、2つの内容（関係行為の可能性V₁、V₂）、および完全排他的帰属という3条件からなる第1次制御能生成の簡単なモデルを提示している（図2）。

図3 資本主義社会における所有と経営の分離

		資 源	
		物 権	債権等
内容	株主権	株 主	株 主
	経営権	経 営 者	経 営 者

（出所） pp.232-233を参考に作成

第1型は客体包括＝内容包括型、第2型は客体分割＝内容包括型、第3型は客体包括＝内容分割型、第4型は客体混成＝内容混成型、第5型は客体分割＝内容混成型、第6型は客体混成＝内容分割型、第7型は客体分割＝内容分割型の制御能構造をそれぞれ示している。具体的事例をあげれば、近代的所有権によって保障される限りでの近代市民社会は第2型である。客体分割（有体物の分割）、内容包括（自由な使用、収益、処分）を特徴とする（pp.231-232）。また、資本主義社会における所有と経営の分離は第3型である（図3）。つまり、 S_1 が株主、 V_1 が株主権だとすれば、 S_2 が経営者、 V_2 が経営権である。株式会社という資源すなわち制御能客体である物権、債権、知的所有権などは包括して非排他的に帰属しており、両者に共通している（p.233）。このように、吉田の制御能構造のモデルを用いれば、所有と経営の分離の問題に対して構造的な把握が可能である。

4. 株式会社における所有性と準所有性

これまでみたように、吉田の所有概念は関係行為の可能性というかなり広義の概念規定から論理を展開しており、経営学研究にとっては概念が広すぎてインプリケーションが少ないように見えるかもしれない。しかしながら、所有性－準所有性の概念は株式会社における所有の問題という観点からかなり有効性があるよ

表3 所有性—準所有性の4次元

所有— 準所有 次元	所有的	準所有的
制御能対象	完全排他的帰属	不完全排他的帰属
制御能領域	3階性	2階性
制御能局面	採択性	拒否性
制御能水準	上級性	中級性

うに思われる。ここではまず、所有性—準所有性概念を整理することにしよう。

所有とは、所有性—準所有性の4次元（対象、領域、局面、水準）のすべてにおいて、所有的と規定される制御能であった。準所有とは、所有性—準所有性の4次元のすべてにおいて少なくとも準所有性の条件をみたす制御能であった。換言すれば、準所有とは制御能対象が不完全排他的帰属、制御能領域が2階性、制御能局面が拒否性、制御能水準が中級性であるような制御能である（表3）。制御能対象が不完全排他的帰属ということは、物的・人的・情動的資源などが完全には自分のものにできないということである。制御能領域が2階性ということは、一定の資源に対して使用、管理、保存、収益、改変などができる可能性を自分自身あるいは他者に帰属することである。この段階では、この可能性を完全に他者に帰属することはできない。制御能局面が拒否性ということは、ある意思決定において採択する可能性はなく、ただ拒否する可能性のみ存在するということである。制御能水準が中級性ということは、上級のようなより自律的、一般的、抽象的な意思決定ができず、より特殊化、特定化された意思決定のみ可能であるということである。

現代の株式会社においてこの準所有性概念を適用してみるとどうなるのだろうか。株主、経営者、従業員それぞれの階層別に所有的かどうか考察することによろう。

第1に、制御能対象の次元でみた場合。株主は、株式会社に関する物的、人的、情動的資源を自分のものとすることができるだろうか。このテーマはまさに株式会社支配論の永遠のテーマである。所有と経営の分離の進行によって経営者の支配力が強まっており、株主の支配力が形式化している現状をみると、排他的にわがものとするとは完全には不可能である。しかし、同様に経営者も排他的にわがものとするとは完全には不可能である。というのは、経営者は株主からの経営権の委任によって少なからずの支配力を持つ存在であるが、究極的には株主の所有権がある限り M&A や乗っ取りなどがおこなわれることが可能性としてあるからである。次に、従業員はどうか。従業員は、明らかに株式会社のすべての資源をわがものとするとはできない。しかし、会社の消耗品などの消費をすることができ、部分的には排他的帰属が可能である。したがって、株主、経営者、従業員ともに制御能対象の次元でみた場合、いずれも準所有的であるといえる。

第2に、制御能領域の次元でみた場合。株主は、経営権の委譲によって株式会社の資源の使用、管理、保存、収益、改変などを他者、すなわち経営者に完全に帰属させている。つまり、近代的所有権の1つである株主の所有権は3階性の制御能である。したがって、株主は制御能領域の次元でみた場合、所有的であるといえる。次に、経営者は株式会社の資源の使用、管理、保存、収益、改変などを他者、すなわち各階層の従業員に権限の委譲によって部分的に帰属させている。一方、一部の管理、改変などの権利は経営者が帰属している。したがって、経営者は準所有的であるといえる。また、従業員は株式会社の資源の使用、管理、保存、収益、改変は各階層によって異なるが、管理者の場合は他の従業員に権限の委譲によって部分的に帰属させることが可能である。しかし、管理者でない場合は、他者への権限の委譲がなくすべて自分に帰属することになる。もっともその場合も、他者で代替がきくという意味において他者に帰属することが可能である。したがって、従業員も準所有的であるといえる。

第3に、制御能局面の次元でみた場合。株主は、株主総会においてその議決権を行使できる存在であるが、事実上は経営者を中心とする取締役会あるいは常務会においてあらゆる意思決定はすでになされている。したがって、株主の意思決定は採択性よりも拒否性の性格が強い。つまり、株主は制御能局面の次元でみた場合、準所有的である。一方、経営者は株式会社全体の最高責任者として意思決定を行使できる存在である。特に日本の場合、取締役会などで決議したことが株主総会で承認されることは経営者にとっては予定の出来事である。したがって、経営者の意思決定は拒否性よりも採択性の性格が強い。つまり、経営者は所有的である。また、従業員は各階層によって異なるが、管理者の場合は部下の採択を上司の自分が拒否することはあり得る。しかし、自らの採択によって職務が遂行されていくという側面の方が強い。もっとも、ここでいう採択は株式会社全体に関わる重要な採択性を意味するので、管理者のレベルでは採択・拒否以外の局面すなわち発議、立案、協議修正が行われるにすぎない。したがって、管理者は所有的でも準所有的でもないといえる。また、管理者でない場合も、同様に所有的でも準所有的でもないということになる。

第4に、制御能水準でみた場合。株主は、議決権の行使ができるといっても株主総会で取締役の選任あるいは解任、経営成果をまとめた決算書類の承認などを行うのみである。したがって、基本的には一般的抽象的な基本方針を決定する立場にない。株主は大株主、中小株主いずれにしてもより特殊化・特定化された決定しかできない中級の制御能水準を持つ存在である。つまり、株主は制御能水準でみた場合、準所有的である。一方、経営者は株式会社の最高責任者として財務、人事、研究開発、製造などあらゆる分野の一般的抽象的な基本方針を決定できる立場にあり、上級の制御能水準を持つ存在である。したがって、経営者は所有的である。また、従業員はどうか。まず、管理者の場合は階層によって異なり、組織の上層部へいくにつれて一般的抽象的な基本方針を決定でき、下層部へいくに

表4 株式会社の所有性—準所有性

階層 次元	株主	経営者	従業員
制御能対象	△	△	△
制御能領域	○	△	△
制御能局面	△	○	×
制御能水準	△	○	—

○：所有的、△：準所有的、×：どちらでもない

注) 従業員の制御能水準は階層によって異なる。トップ・マネジメントは所有的、ミドル・マネジメントは準所有的、ロー・マネジメントや一般の従業員はどちらでもない。

つれて執行局面の細目を決める個別的具体的な決定しかできないということになる。つまり、トップ・マネジメントは上級、ミドル・マネジメントは中級、ロー・マネジメントは下級の制御能水準を持つ存在である。したがって、管理者は階層によって所有的、準所有的、どちらでもないというように分かれることになる。管理者でない場合は、明らかに下級の制御能水準を持つ存在である。彼らは、ロー・マネジメント以下の個別的具体的な決定しかできないからである。したがって、管理者でない場合は所有的でも、準所有的でもないということになる。

以上の考察をまとめると表4のようになる。吉田の定義によれば、株主、経営者、従業員はいずれも「すべての次元において所有的である」ことをみたしていないので、株式会社を所有しているとはいえない。ということは、準所有であるかどうかの問題になる。株主の場合は、制御能領域で所有的である以外は準所有的である。つまり、「すくなくともすべての次元において準所有的である」ことをみたしているので、株主は準所有的であるといってよい。また、経営者は制御能局面と制御能水準で所有的であり、制御能対象と制御能領域で準所有的である。したがって、同様に経営者も準所有的であるといってよい。しかし、従業員は、

制御能対象と制御能領域で準所有的であるが、制御能局面で所有、準所有のどちらでもない存在である。したがって、「少なくともすべての次元において準所有的である」ことをみたしていないことになり、従業員は準所有的とはいえない。

このことから吉田の所有概念は「だれが会社を支配するのか」という株式会社支配論のテーマに一定の思考枠組みを与えることが可能である。すなわち、株主と経営者を比較すれば、両者とも準所有でありながらわずかに株主よりも経営者の方がその程度が高く、所有に近い。吉田の規定からいえば、そう結論づけることができる。問題は、論者によって制御能の対象、領域、局面、水準のどの次元を重視するかで異なるので、株主の方がポイントが高くなる可能性があるということである。たとえば、制御能領域を重視する場合、3階性の制御能領域である株主は法律的な使用、収益、処分を究極的には行使できる唯一の存在である。これを強調すれば、株主は経営者よりもポイントが高くなるのである。ただ、ここでは、吉田の規定に基づいて構造－機能的に株式会社の所有構造を分析したにすぎない。

注

- 1) 吉田の規定では、社会的保障・禁制という基本概念がもう1つある。これは、一定の社会規範との関連を区分したものである。社会規範によって保障・禁制された自律的關係行為を正または負の制御能とし、事実として社会的に可能または不能な自律的關係行為を事実としての正または負の制御能とする。そして、議論を簡略化するために正の制御能に限定する。つまり、社会的に規範として保障された制御能に限定するということである（pp.214-216）。この概念は、本稿では割愛している。
- 2) 吉田の構造－機能理論は、構造主義的説明と機能主義的説明を統合しようとする試みである。構造主義的説明とは、一定の自己組織システムの所与の構造領域において、現実存在した、存在する、また存在しうるすべての構造の変異の全体集合、すなわち当該領域におけるシステム構造の生成可能性の全体集合を、一定のメタ構造、深層構造、あるいは構造生成原理ないし変換操作によって導出し説明する方式である。また、機能主義的説明とは、その生成可能ないし相互に変換可能な構造の

全体集合のなかから特定の構造が選択されるという事実を、当該構造の機能、すなわち当該構造のもとで生成しうる過程が所与の与件のもとで当該システムの要件を許容充足または最適充足する、という機能によって説明する方式である。つまり、吉田の構造－機能理論は、まず生成可能な全体集合を構造生成原理によってすべてを記述し、その後一定の与件のもとで構造選択原理によって許容しうるあるいは最適な構造を選択するという作業である（pp.228-229）。この方法によって、所有構造を分析しているのが本稿で紹介している論文である。

おわりに

以上、吉田の規定に基づいて株式会社の所有構造について考察してきた。新制度派経済学との関連で考えると、企業の内部の構成員である株主、経営者、従業員がそれぞれ所有とどのように関わっているかという視点は経営学に特有のアリーナであり、新制度学派でもそこまで分析の対象となることはこれまでなかった。エッゲルトソンも、所有権について排他性を軸にしてモデルを展開し、国家論まで言及するが、経営者や従業員と所有との関係についての詳細な議論はなされていない。

しかし、エッゲルトソンの試みによって新制度派経済学はマルクス経済学と類似性があることが指摘できる。もちろん、所有の問題をはじめて経済学の領域に取り入れたのはマルクスであり、旧制度学派の始祖であるヴェブレンはマルクス主義者ではなかったが、マルクスの世界と通ずるものがあった¹⁾。したがって、系譜的にはありうべきことかもしれない²⁾。吉田は、所有の問題についてマルクス経済学を乗り越えようとしてウェーバーの構成主義的方法で所有構造を詳細にかつ壮大に分析した。吉田の方法論を援用すれば、新制度派経済学はより発展する可能性があるだろう。

経営学の分野では、株式会社支配論と組織論の問題、すなわち所有と経営の分

離とオーソリティの源泉の問題が残されている。これは、所有権説（法定説）と所有と経営の分離がどのように関係するのかという私の修士論文以来の問題である。本稿では、株式会社における株主、経営者、従業員の所有との関わりを吉田の規定に基づいて考察した。結果的には、経営者の方が株主よりも同じ準所有的状況でも若干優位に立っているということが確認されたにすぎない。それは、圧倒的な経営者支配ということではない。株主、従業員その他の構成員に支えられた状態での経営者支配である。所有と支配あるいは所有と権限の問題は、未解決の問題として引き続き探求したい。

注

- 1) T. ヴェブレン（小原敬士訳）『企業の理論』勁草書房、1965年。高 哲男『ヴェブレン研究』ミネルヴァ書房、1991年、p.5。ヴェブレンは、世紀の転換期のアメリカにおける経済社会の分析を通して営利企業の衰退を論じた。その論考は文明論的な予言に充ちた刺激的なものである。ヴェブレンをもっと掘り下げて研究すれば、新制度学派の行く末に何かヒントが与えられるかもしれない。
- 2) マルクス経済学の立場から制度や組織に関して言及したものが、最近登場した。河村哲二編『制度と組織の経済学』（日本評論社、1996年）である。この著作が画期的なのは、ウィリアムソンはもちろん、バーナードやサイモンまでマルクス経済学のプロパーの研究者が共通理解のもとに議論されているということである。とくに、杉浦克己「労働組織のコミュニケーション関係論的研究」（第5章所収）は、バーナード・サイモン理論に直接言及しており、興味深い。